

就職準備金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西予総合福祉会（以下「法人」という。）内に就職が内定したものに対し、就職のための準備金を貸与することで事業継続のための人材確保を図り、地域福祉の維持と向上に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 就職準備金の貸与を受けることができる者は、法人の業務に正職員として従事する者とする。

- 2 就学支援奨学資金貸与制度を利用した学生は対象としない。
- 3 貸与対象者数については、毎年度の予算の定めるところによる。

(就職準備金の額)

第3条 就職準備金の貸与額は、1回のみ30万円を上限とする。

(利子)

第4条 前項の規定により貸与する就職準備金は、無利子とする。

(申請)

第5条 就職準備金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより、理事長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 理事長は、前条の申請を受理したときは、書類審査を行い、適当と認めるときは、就職準備金の貸与を決定するものとする。

(決定の取り消し)

第7条 理事長は、貸与を受けようとする者が次の各号いずれかに該当する場合は、決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき又は就職を辞退したとき。
- (3) 疾病その他の理由により法人に就職することが困難であると認められるとき。
- (4) 就職準備金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 不品行により法人の職員として適当でないと認められるとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により就職準備金の貸与を受けようとしたことが明らかになったとき。

(返還)

第8条 就職準備金の貸与を受けた者（以下「借受人」という）は、内規で定める方法に基づき返還しなければならない。

(返還債務の猶予)

第9条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する間、就職準備金の返還の債務を猶予することができる。

- (1) 次条第1号に規定する就職準備金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、定められた期限までに就職準備金の返還が困難であると理事長が認めたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき。

(返還債務の免除)

第10条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、就職準備金の返還債務の全部を免除することができる。

- (1) 正職員採用日以降、法人施設で5年間を越えて(疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。)の業務に従事したとき。
- (2) 法人施設での業務中に死亡又は重度心身障がい、その他特別の事情により就職準備金を返還することができなくなったとき。

(延滞利息)

第11条 理事長は、借受人が就職準備金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、返還すべき額に年14.6パーセント(当該就職準備金を返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、返還すべき額に年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞利息を徴収することができる。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、内規で定める。

附 則 1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。